4

夷人の食する鳥獣魚類の肉をもちゐ用ゐる
いまだ不毛の地にして禾穀の類のごとき
生ずる事なしかるに又禾穀乃
類をもつて食とする事なしかるに北
方に居る所の人は稗を一種にして
鳥禾穀類やこれ蝦夷のもちいる地乃
ごとき作りて糧食の一助とする事なり
但し極北の地ゴロタンシリ島あるいはこの
夷人は皆いかなる作業なるやあるいは
ひとしく蝦夷の地なれども
あるいはこの開けたるものなるべくして
未だ詳細を得ざるなり

中力強し禾穀の類の生せる地なり其人
性すなほ　本邦の人に似たり但居室なり
その人麦あるハ菜大根などを作りて生
熟とする事し

[illegible]アウシアアと称し[illegible]アユとハ刺をいひウシ
とハ[illegible]をいひアとハ穀食の通称なり

刺にあるる穀食なり其人の稗乃稲なる
刺の多くあるなり[illegible]夫人の作る
[illegible]とハ此国開けし初め天竺より此の種
[illegible]し此種を作りて[illegible]
かく作るなり[illegible]しかるに此人
[illegible]

アユウシアマミ図

食品ハ小豆ヲ主トシテ其ニ次ニ麻ヲ用ヒ
ニ次ニ黍ハ以ノ国ヲ要シ次ニ大豆ヲ
出ス糠ハ之ニ次ニ米ハ米ハ
ヲ指ス而シテ家屋側ニ定メ養ムルクタウシ
カモイト称シテ神明ノ坐スルトコロトス
於テ事ヤムレバ後ノ米ヲ以テ
奥羽ノ西国ハ以前ノ地ニ
ヲ為シ振夷稗ト称シ外ノ穀類ヲ
以テ地肥瘠ヲ以テ次ニ
荒地ノ米ナリトシテ其蝦夷稗ヲ称ス
事ハ　本邦ノ地ヲ善ニ振夷
荒地ヲ作ル未タ

いるにそなる種子なり　凡我　本邦禾穀の
もちに考るに今の田稗なり　田稗と
いふる物は畑に限り次生にて　濕地の地
なる植るまれ海にて生熟せるものなり
世人たるものの野草と同一なる
ものなれとも二合の禾穀の数の
いろ豊饒なるさりにそなる生るの数なも
作る用ひる事なるに　禾穀の数の
ゆるにそなるおのつからなるの数なり
麤細なるあるとして作る者もなくだ奥州
なるひる松前等は是地そのこ稀に作る
事はなるとゆるこ蝦夷稗の名をなる

本八今に及びてさきに陸奥の地なくのこ
俗わ用ゐるまゝにわ一ておのつゝかる名を
唱へるる無一こと祇ちのなき海さへ田稗と
露さへ未だ生ずとゝ云ふ八あゝ孫とも八人の
食にわ一てこれを熟の性とくつゝと只原野荒
草のうちに混じ生ずるにゆりて拾つゝ
祇ちにのゝ一ちこの八生涯毎日あるゆゑ一志。
是小ゝ云ふ稗の一種ゆ一て
本邦の地ゝ生ず陸奥乃地ゝ生ずるゆゑ
ゆゑ八砂鉢ゝ米小水を見のこゝあゝ
遊民ゝ生ずゝ中て八陸奥のうち極北の地小
あゝ所とゝ云ふ梁稗大根菜とゝ

本邦の人々を傳へて他邦人と為す者

蝦夷のうちこれなきにあらざるべからサル

なるべし此夷人ハ人と生れ出るより

ハ花を糧食と供するものにして

肉等に比すべきものあらざるなり

魚鳥ハ

[illegible]

[illegible]

蝦夷の地ハ土地ハ禾穀乃

数乃生ずる事なく蝦夷人ハ禾穀の数を

食する事ハ少しハ

[illegible]

ラタ子乃圖

ラタ子と称せるものハラタツキ子といふを略せるなり
言葉ふしラとハ都て今の世なまの根をいひタ
ツキるとハ絶き事なりいひく根絶ーといふと
ハれハ此なる此ちにうちてかくハ称せる事
見又国乃開けたる初め火の神産ませる事
アユシアマ、と国しく結ぶひーすーこれ他て
この外さるたく蛭夫のうちいつれの地そしも作り
て糧食の物等ゆるひすもの
但し極北の地ゴモロクナシリ島等ハ夫人作る
事なれハアユシアマ、に論ずるなきに
ゆへなるか無し
先生　本邦菜類のうちに考るに別

蔓菁は一種手わけ人食毒なる根葉ともに
用ゆる事全く蔓菁と異なる事なしして
味も又同じ夷人のいひ伝へる所と此菜を
よのたべものとなす事稀りて聊毒の氣除
くく疾病は人とへども此菜に限りていかなる
たべかたをも事とし部て蝦夷のうち
極小地はあるよりなかはいかち地のうち悪
わるく作るに生れはらく生熟せるもの多く
作るものもあれども蕪菁のごとく作るもの
も役なるべし

右の二種は蝦夷の開けし初より自然生
たるを取にしくなかるわ植る処

ひらけしもアユミアマネクの穀類の一種なれ
ラタ子ク菜類の一種なり是小ようて考ふに
汉朱に及ひ人民蕃殖し耕耘の力を致し
稼穡の暫を尽すあるに如んぞ小禾穀
菜菓の類森然として協決の地小生きんやも
いまし心知るべし此小学生徒の心
此二種は其生産物の高下より人食生類
ありかまたその次第夫人ともに心を用ふ事
肝要なり

右二種のものを作る事殊さらに種してトイタ
といふトイタ殊に多く植る事をいひて殊
植るといふ事し又一名をトイカルともいふトイハ
元因しくカルハ造るの殊いひく土を造るの
いふるこいひたに　本邦の諸国にて
耕作たる殊に如くに場圃をこいたん。

耕作と場圃とハ対かりたるの殊かく
いふものを称く夫人の境古の古にて
言語ものも多くこれ為さへ記業も又の
志り所の不必二種のおを作ること異さ作り立る
の事業を生へし称してトイタといひその

雅楽所地にして場園の古事なる所をも又
称してトイタとなし九十年ばかりの
事邦の事に比して論難きなるや
こまごまと仮丈記をもてるのみたり
あ事ハ皆古の所とも所
夷人乃ちひとりに本ばかり出た地の事を
撰ぶ事といふ所なりなる次山平乃不正なる
地なるを樹木此法なるをトイタとなく作る
事なるを
但し地を撰ぶ事といふハ法なるハ
事ふるあ次外ちわ事なるを面ハかく見
申れども古く夷人の性ハあり深く考て

ハ海ヲ越テ城世界ニ出ツルハ此等ノ為ニ
別ニ之ガ森ノ有テ日ク八ヲ生ルヤ之ガ
未詳ナル次第ニ付尋ネ之ヲ探ル
見ニ圖ニ出タル所ノ之ヲトイタヲ以テ実ニ貴
ヲ為ニ初メニ其地ノ之ヲ城ヲ造ルヲ見ムカル
ト稱ス中ハムシロ之ヲ造ルヒカルハ則チ城ヲ
事ニ城ヲ造ル之ヲ城ヲ造ルヲ都ク
此トイタ中ハ初メ草ヲ以テ造ルヨリ稍ヲ進ム
其外熟ニ見ルニ城ヲ造ルヲ知ル
ヲ以テ多クハ老人ハ夫ヲ以テ女ヲ
夫ノ業ヲ生ル
之ヲ造ルハ其ノ日イナヲ奉テ

神を祭るものあるとき外種を蒔の時或ハ
熟するに及んで其収るの時等とくるく
神祇祭るの事ありいろ〳〵其儀を詳ニ
せんと欲すれ尋ねて編集すべし

ムンカルノ図

刈たる草根ハ其所ニあつ[illegible]ニ[illegible]く[illegible]
火を焼くこと[illegible]ムシウフイと稱セムシハ[illegible]
いゑウフイを焼くまをいひく草根焼とふ
事ハこれハ[illegible]と焼きて地のこゝ[illegible]
[illegible]あるハ唯苗[illegible]に拾て[illegible]
トイタのさゝ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]刈ふとゝろに草[illegible]
共後ハの地表側ハ[illegible]
[illegible]

ムンウフイ丸図

其地焼くわしき地のことを正覚院にあつらえ
たるトイフツカと種ドイフ前と同じ
ウツカとも都て物を正らかにするなり
ツのことを正覚院にあつらえ事と考人乃境
采粕とも器しるあれ地をあつらえるも
本邦乃陶歌と耕作するなり事のすこし異
唯其地にあるを乃根あるいとれ等乃物
乃形を尚ほ存ずるあれ故を学のとタニ
業乃りのまくきを塗くのこれすや
タニとあるあつて　本邦ふるい庶工の数
乗くい器戦の形より入ること

トイラヽウカヶ図